

東京情報大学公的研究費不正防止計画

R3.07

| | 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|--------------------------------------|--|--|
| 1. 機関内の責任体系の明確化 | | |
| 責任体系の明確化 | 補助金は研究者に配分されるものであり、組織としての責任体系があいまいになる。 | 責任体系を明確にするための規則を制定し、責任体系をホームページ上で公開している。 |
| | 機関内における各責任者の異動・交代により認識が低下する。 | 公的研究費適正管理に携わる前任者から後任者に対する十分な引継ぎを行うとともに、担当部署による後任者への説明および全学への周知を行う。 |
| 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 | | |
| ルールの明確化・統一化 | 公的研究費の管理・監査に係る各種手引き、マニュアル類並びに関連規程等が研究者にとって分かりやすくまとめられていないとルールの効果的な周知ができない。 | 公的研究費の管理・監査に係る各種手引きやマニュアル類の更なる充実を図るとともに、研究者にとって分かりやすい提供方法について継続的に検討を行う。 |
| 関係者の意識向上 | 公的研究費等の運営・管理に関わる構成員の意識の希薄化。 | 公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育の受講後、説明会会場にて理解の上で誓約書の提出を求める。 |
| 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 | | |
| 不正防止計画の定期的な見直しと周知 | 不正防止計画の見直しを定期的にも実施しても周知が不十分だと、不正防止対策が停滞してしまう。 | 不正防止計画の見直しを行う流れを継続し、教職員ポータル等により周知を図る。 |
| 4. 研究費の適正な運営・管理活動 | | |
| 物品・役務の発注業務について | 外部資金を対象として新たに整備した事務発注体制について、研究者の理解と協力が得られないと、不正防止対策としての効果が半減してしまう。 | 外部資金の事務発注体制について、外部資金を獲得している研究者の理解と協力を得られ、制度として定着化するよう、きめ細かい説明を行い、周知を図る。 |
| | 研究者による50万円未満の任意発注時において、支出財源が特定されていないと、事務部門での予算執行状況の把握が遅れ、適正な執行管理が担保されなくなってしまう。 | 任意発注時における支出財源の特定と事務部門における遅滞ない把握方法について、本学の実状にあった現実的な実施体制を検討・構築し、無理のない形で定着化を図る。 |
| 5. 情報発信・共有化の推進 | | |
| ホームページの充実 | 公的研究費の不正防止に関する取り組みをホームページに掲載しているが、定期的に内容の見直しが行われないと、実態と乖離した計画となり、その効果が薄れてしまう。 | コンプライアンス説明会のアンケート結果等を参考にして、周知が必要な事項を明確にしたホームページによる情報発信の充実を図る。 |
| 6. モニタリングの在り方 | | |
| モニタリング体制の整備 | モニタリングの実施に係る周知が不十分であり、モニタリングによる牽制効果が薄れてしまう。 | モニタリングの実施をより具体的に周知するなど、不正防止に対する牽制機能の充実を図ると共に、内部監査室等の関連部署と連携して、牽制効果の向上を図る。 |
| | 公的研究費適正管理委員会のモニタリングだけでは大学全体として十分なモニタリングを実施できていない。 | 内部監査室等の関連部署と連携して、効果的なモニタリング実施体制を整備する。また、内部監査の指摘事項を管理所管に周知し、大学全体として制度の適正運用に努める。 |